

8-9 木材積の算出

(1) 丸太材積（立方メートル）の算出法

丸太材積の算出については、昭和35年7月30日農林省告示第694号及び昭和42年12月8日農林省告示第1841号にかかる「日本農林規格」に基づくものである。

（素材の材種の区分）

素材の材種は、丸太については径により、そま角については幅により、次のように区分する。

- 1) 小（14cm未満のもの）
- 2) 中（14cm以上30cm未満のもの）
- 3) 大（30cm以上のもの）

(2) （素材の寸法区分）

素材の寸法は、樹皮を除いた部分について、丸太については内径及び長さにより、そま角については厚さ、幅及び長さにより区分する。

(3) （丸太の径）

丸太の径は、最小径とする。ただし、最小径が14cm以上の丸太で最小径に直角な径と最小径との差が6cm（最小径が40cm以上の丸太にあつては8cm）以上あるものの径は、その差6cmごとに最小径に2cmを加えたものとする。

(4) （そま角の厚さ及び幅）

そま角の厚さは、最小横断面の辺の欠を補った方形の短辺とし、そま角の幅は、その方形の長辺とする。

(5) （素材の長さ）

素材の長さは、両木口を結ぶ最短直線とする。ただし、当該最短直線の一部がしょう端部（短径3cm未満の部分を用いる。）又はときん若しくは目度あなの部分に係るときは、その係る部分を除く。

(6) （素材の単位寸法）

- 1) 丸太の径又はそま角の厚さ及び幅の単位寸法は、小の素材については1cm、その他の素材については2cmとし、単寸に満たない端数は、切り捨てる。
- 2) 丸太又はそま角の長さの単位寸法は、20cmとし、単位寸法に満たない端数は、切り捨てる。ただし、2.1m以上2.2m未満2.7m以上2.8m未満及び4.3m以上4.4m未満の長さについては、この限りでない。
- 3) 前項のただし書の場合には、2.1mをこえ2.2mに満たない端数、2.7mをこえ2.8mに満たない端数、3.3mをこえ3.4mに満たない端数及び4.3mをこえ4.4mに満たない端数は、それぞれ切り捨てる。

(7) （素材の数量の単位）

素材の数量は、本を単位とする。

(8) （素材の材積計算の方法及びその単位）

素材の材積は、次の計算によって計算する。

1) 丸太

- ① 長さが6m未満のもの。

$$D^2 \times L \times \frac{1}{10,000}$$

ここにDは丸太の径のセンチメートル単位による数値。

Lは丸太の長さのメートル単位による数値。

② 長さが6 m以上のもの

$$\left(D + \frac{L' - 4}{2}\right)^2 \times L \times \frac{1}{10,000}$$

ここにD及びLは、①り場合に同じ。

L'は、長さのメートル単位による数値で、1に満たない端数を切り捨てたもの。

2) そま角

$$T \times W \times L \times \frac{1}{10,000}$$

ここにTは、そま角の厚さのセンチメートル単位による数値。

Wは、そま角の幅のセンチメートル単位による数値。

Lは、そま角の長さのセンチメートル単位による数値。

素材の材積は、立方メートルを単位とし、その数値に小数第三位に満たない端数があるときは、小数第四位、四捨五入する。ただし、その数値が小数第三位に満たないものがあるときは、小数第五位を四捨五入する。